



平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 第一工業製薬株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大柳 雅利
(コード：4461)
問 合 せ 先 責 任 者 取締役財務本部長 浦山 勇
(TEL 075-323-5955)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 23 年 2 月 28 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達】の目的

当社は、コア技術の一つであります界面活性剤技術を軸に、資産を最大限活用して安定的な収益を創り出すことに取り組んでおります。この度の資金調達は、第一に本年 4 月 1 日に完全子会社とする四日市合成株式会社の設備に関する費用への充当、第二に活性剤事業で中国市場参入を展望した現地企業への資本投資を目的としております。

当社は、平成21年 4 月 1 日に創業百周年を迎えました。この年にスタートさせました「チェンジ 100 計画」には、全面的な変化を意味する「チェンジ」と百周年から始まる 3 年間で「100% の変革」を行ない飛躍する意思を込めました。初年度には、経常利益で過去最高益を計上し、第 2 年度である今年度も第 3 四半期までの業績は前年度以上に好調な推移となっております。

企業体質の転換を図る現行計画は着実に進んでおり、今年度は次期計画を始める平成24年 4 月以降の 3 カ年計画の準備に入る一年となります。事業拡大に臨む「チェンジ 100 計画—ステージ II」をスタートさせる助走期間です。来るステージ II では、「工業用薬剤のトップ企業」として中長期的に安定した収益構造を維持できるよう新たな投資を積極的に行っていく所存です。

昨年ストックオプション制度の導入を通じ、従来以上に市場を意識した経営を心がけております。財務体質の改善、強化も重要な課題と認識しております。会社の体型を示す貸借対照表の借方と貸方、資産の流動と固定、負債と資本のバランスに留意いたします。事業拡大に必要な設備資金を考慮しつつ、長期的かつ安定的な資金を確保し、株主資本の増強を図って参ります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,500,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第 25 条 に 規 定 さ れ る 方 式 に よ り、 平 成 23 年 3 月 8 日 (火) から 平 成 23 年 3 月 11 日 (金) ま で の 間 の い ず れ か の 日 (以 下「発 行 価 格 等 決 定 日」とい う。) に 決 定 す る。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 準 備 金 の 額 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る。 ま た、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 から 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 23 年 3 月 15 日(火)から平成 23 年 3 月 18 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大柳雅利に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 500,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大柳雅利に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 500,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
資 本 準 備 金 の 額 本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が
生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本
準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 平成 23 年 3 月 28 日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成 23 年 3 月 29 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記 (5) に記載の申込期間 (申込期日) までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 大柳雅利に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額(払込金額)の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し (オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行 (一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 500,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、500,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式 (以下「借入れ株式」という。) の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 23 年 2 月 28 日(月)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 500,000 株の第三者割当増資 (以下「本件第三者割当増資」という。) を、平成 23 年 3 月 29 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 23 年 3 月 22 日(火)までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数 (以下「取得予定株式数」という。) について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	39,781,609株（平成23年2月9日現在）
公募増資による増加株式数	3,500,000株
公募増資後の発行済株式総数	43,281,609株
第三者割当増資による増加株式数	500,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	43,781,609株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,188,140,000円について、投融資資金520百万円及び運転資金420百万円に充当し、残額が生じた場合は、平成23年6月までに借入金の返済に充当する予定です。

投融資資金としましては、将来、中国での活性剤事業進出のため、平成23年6月に設立予定の中国現地企業との合弁会社への出資金として520百万円を充当する予定です。

また、運転資金としましては、現在、持分法適用会社である四日市合成株式会社を平成23年4月1日に完全子会社化し、中期経営計画である「チェンジ100計画」の推進力を高め、事業拡大や新製品の開発加速のため、同社の事業を円滑に継続・発展させるためのインフラ費用などに充当する予定です。具体的には次の費用を予定しています。

- ① 平成23年5月に発生する高圧ガス保安法に基づく原材料貯蔵タンクの保有空地確保のための諸費用としての220百万円。
- ② 平成23年6月までに四日市合成株式会社が行う設備改編工事による生産停止に伴う同社の製品備蓄を当社が仕入れる資金としての200百万円。

なお、上記資金使途に充当するまでの間は、当社預金口座にて適切に管理いたします。

（2）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（3）業績に与える影響

今回の調達資金は、当社グループの中長期の経営計画を達成し、飛躍的な業績の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

生産性の向上や新製品の開発、新規事業の展開により事業体質を強化し、会社業績を長期的に向上させることが最も重要な課題であると考えております。この考え方にに基づき、利益配分については、将来の事業展開に必要な内部留保金との整合を図りつつ、長期的、安定的な配当を維持することを基本方針としています。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記(1)に記載致しました利益配分に関する基本方針に基づき、業績変動や事業計画、経営環境等を総合的に勘案し、決定致します。

(3) 内部留保資金の使途

上記(1)に記載致しました利益配分に関する基本方針に基づき、将来の事業展開に必要な資金に充当していきます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は1株当たり連結当期純 損失(△)	11.17円	△8.99円	12.89円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	5.00円 (-)	3.00円 (-)	5.00円 (-)
実績連結配当性向	44.8%	-	38.8%
自己資本連結当期純利益率	2.9%	△2.4%	3.6%
連結純資産配当率	1.3%	0.8%	1.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を、自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集及び第三者割当増資後の発行済株式総数に対する下記の交付株式残数の比率は0.78%となる見込みであります。

注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ストックオプションの付与状況 (平成23年2月28日現在)

株主総会の決議	発行取締役会決議	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成22年6月25日	平成22年7月28日	140,000株	238円	119円	平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
平成22年6月25日	平成22年7月28日	203,000株	238円	119円	平成24年8月1日から平成29年7月31日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	325円	233円	195円	266円
高 値	408円	278円	310円	350円
安 値	211円	130円	182円	193円
終 値	228円	195円	266円	306円
株価収益率	20.4倍	—	20.6	—

(注) 1. 本株価は、東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成23年3月期の株価については、平成23年2月25日(金)現在で表示しています。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。